

令和 8 年 8 月 27 日付け公告の内容

広島県西部農林水産事務所長 和久井 淳一

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法（昭和 2 4 年法律第百 19 号）第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する同法第 5 4 条第 3 項の規定によって、届出があった。

事業主体	呉市
地区名	市原
事業名	区画整理事業
換地処分年月日	令和 8 年 8 月 3 日